

Title	電子商取引における法的責任 - 仮想モールの役割について -
Sub Title	
Author	藤田修一(Fujita, Shiyuuichi) 國領二郎
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1995
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1995年度経営学 第1197号 複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001995-1197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学生氏名

藤田 修一

主査 國領 二郎

副査 小林 規威

青井 倫一

所属

國領 二郎 研究室

電子商取引における法的責任

—仮想モールの役割について—

最近コンピュータ・ネットワークの進歩が著しいが、その中でも電子商取引（エレクトロニック・コマース）が注目されてきている。しかしながら、コンピュータ・ネットワークのビジネス利用には依然問題点が多く、解決されなければならない法的な問題も存在する。ところで、電子商取引における今日の問題の一つに、電子市場における信頼担保の問題がある。これは電子商取引の発展のために、決定的に重要な問題の一つと考えられる。そこで、信頼担保機能として仮想モールの果たす役割に注目し、仮想モールが、特に消費者の信頼誘発に対して積極的に担保する機能を果たすことが、ビジネス上経営政策や事業戦略からみても必要であると考えられる。また同時に、法的責任論からみても、信頼保護原則により、仮想モールが消費者に対して法的責任を負うのではないかと考えられるため、これを中心に検討している。

また、法的責任を果たすという観点から、仮想モール・出店業者間における出店契約の解約を考察する。特に出店業者が信頼を破壊する行為を行った場合、懲罰的な強制排除を行い、信頼回復・信用維持を図るべきではないかという点を検討している。他方、悪質業者・不良業者とは言えない場合でも、仮想モールの運営方針から、解約を適宜行う必要がある評価型・格付型仮想モールについても考察している。